

「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」の現況 及び本検討会における論点（案）

消防力の整備指針について

意義

- 1) 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域において、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの
- 2) 国が、全国的に適用される共通の基準を示すことで、市町村が的確にその役割を果たすことができるようにし、市町村は、消防力の整備指針に基づく算定指標に、地域の実情を加味して自ら消防施設や人員についての基準数値を決定し、計画的に整備を推進する。

法的性質

消防庁長官が、都道府県又は市町村に対して行う、助言、勧告、指導。(消防組織法第37条)

1. 主な施設及び人員の算定基準

－施設に係る指針－

- 消防署及び出張所
(市街地) 人口、地域特性を勘案した数
(市街地以外) 地域の実情に応じた数
- 消防ポンプ自動車
(市街地及び準市街地) 人口、地域特性を勘案した数
(市街地及び準市街地以外) 地域の実情に応じた数
- はしご自動車
管轄区域内に中高層建築物が一定以上存する消防署の数
- 化学消防車
危険物施設の数及び危険物の最大貯蔵・取扱量に応じた数
- 救助工作車
消防署の数、地域特性等を考慮した数
- 救急自動車
人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数

－人員に係る指針－

- 消防隊の隊員 (消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車)
(市街地に設置した署所) 5人(必要な条件を満たせば4人)／台
(市街地以外 ") 市町村の判断による人数／台
- 救助隊の隊員 (救助工作車) 5人／台
- 救急隊の隊員 (救急自動車) 3人／台
- 予防要員
防火対象物、一戸建て住宅及び危険物施設数等を基準に算出し、事務執行を勘案とした数
- 消防団員
消防団の業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数
- 兼務
 - ・ 救急・火災発生状況等、一定条件下において消防隊と救急隊の隊員の兼務可
 - ・ 共同住宅の立入検査、一戸建て住宅の防火指導業務等を警防要員が兼務可

2. これまでの主な改正

- 昭和36年：【制定】 当時、市街地大火が頻発。国として早期に消防力の増強を推進するため、市町村が整備する必要最少限の施設、人員を定めることを目的に「消防力の基準」制定。
～その後、消防機器の性能向上や災害事象の多様化等を受けて、5回の一部改正～
- 平成12年：【全部改正】 「必要最少限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」と位置づけを改め、地方分権の動きに対応して、市町村の自主的決定要素を拡充。
- 平成17年：【一部改正】 消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加し、告示の名称を「消防力の整備指針」に変更。
- 平成20年：【一部改正】 化学消防車の配置台数及び泡消火薬剤の備蓄量について、原子力発電所の数等を勘案して定めることとした。
- 平成26年：【一部改正】 東日本大震災を教訓に、非常用車両の配置基準の見直しや庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画の策定を追加し、救急自動車、予防要員等の配置基準の見直し等を実施。

消防水利の基準について

意義

市町村の消防に必要な水利について定めたもの

法的性質 昭和39年に消防庁の勧告として制定（消防法第20条第1項）

1. 主な内容

- 消防水利の例示：消火栓、私設消火栓、防火水そう、プール、河川、池、海、湖、井戸など
- 給水能力等：常時貯水量40 m³以上、取水可能水量1 m³ /分以上、かつ、連続40分以上の給水能力。
消火栓取付口径(Φ150mm以上)等
- 配置：防火対象物から消防水利に至る距離の設定（市街地及び準市街地）風速、用途地域に応じて80m~120m以下
（上記以外） 140m以下
- 構造：地盤面からの落差(4.5m以下) や取水部分の水深（0.5m以上）など
- 維持管理：常時使用できるように管理



円筒型



角型

2. 最近の改正

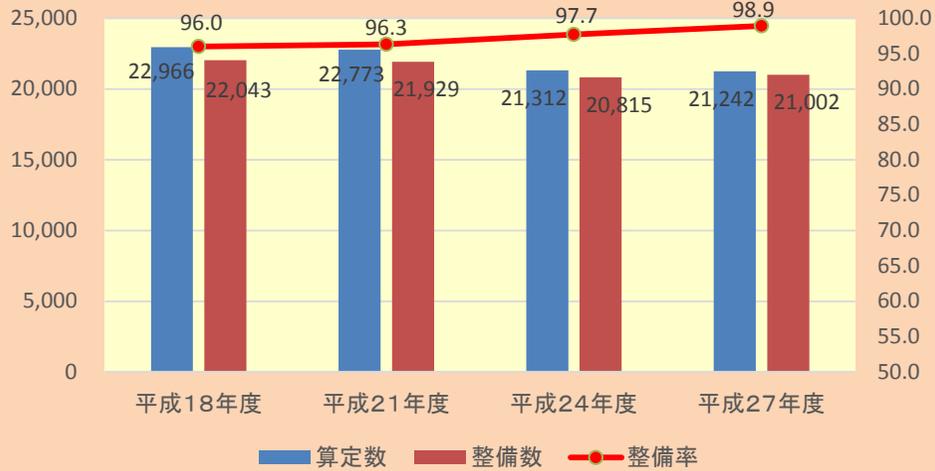
平成26年：一部改正

これまで「市町村の消防に必要な最少限度について定めるもの」としていたが、消防水利の整備促進をより促すため「市町村の消防に必要な水利の基準を定めるもの」に改めた。

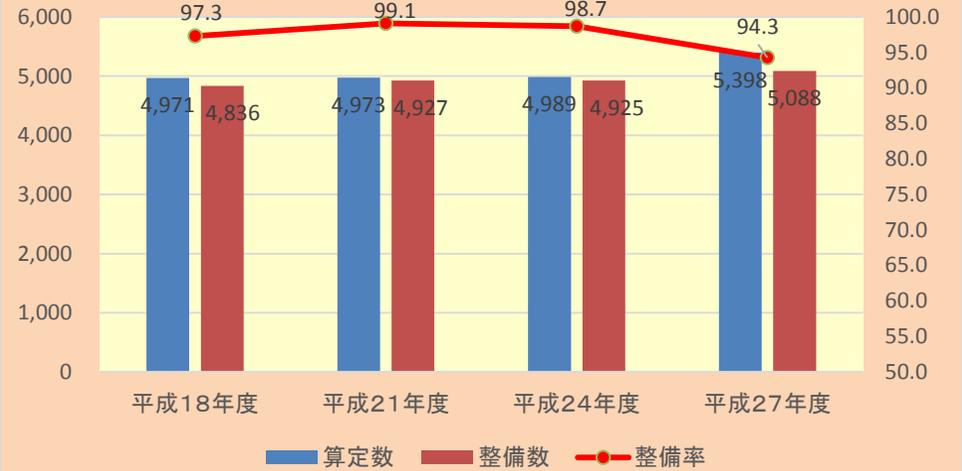
また、大規模な地震が発生し、消火栓が損傷した場合でも、給水が行えるように、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することについて明記した。

種別ごとの整備率の推移①（過去4回分）

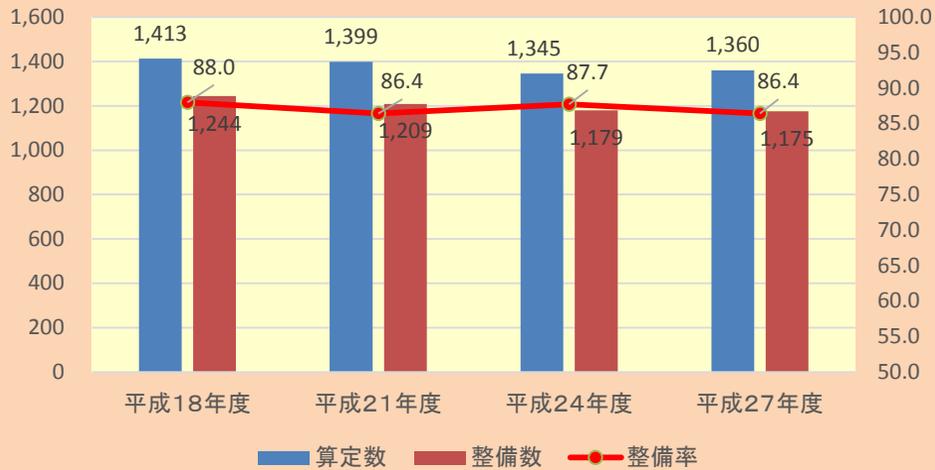
消防ポンプ自動車



救急自動車



はしご自動車



化学自動車



種別ごとの整備率の推移②（過去4回分）

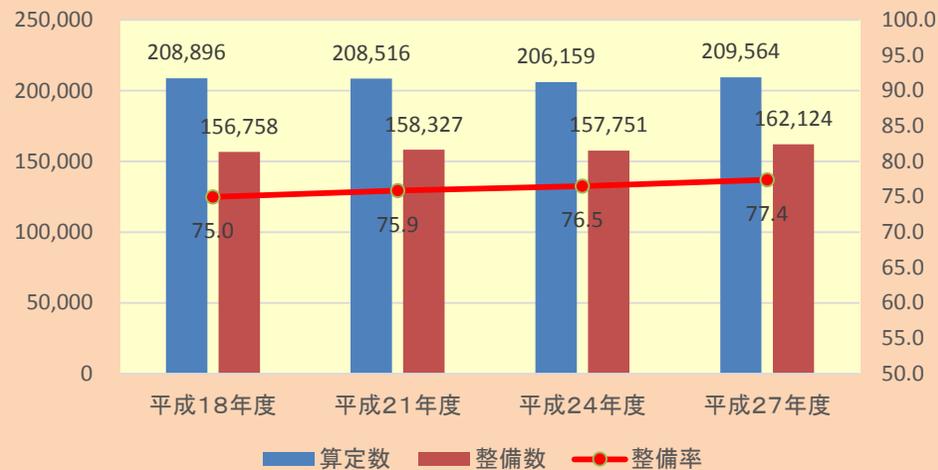
救助工作車



消防水利



消防職員



消防本部管轄人口規模別 車両・水利・職員等整備率（H27年度調査）

本部規模	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学消防車	救急自動車	救助工作車	消防水利	消防職員
70万人以上	96.8	99.1	96.5	93.2	96.5	93.8	91.8
30万人以上70万人未満	88.4	98.3	98.0	94.0	95.1	79.5	79.2
10万人以上30万人未満	91.8	93.7	89.0	92.6	89.4	70.9	74.4
5万人以上10万人未満	93.3	76.9	75.6	95.1	90.6	67.3	67.8
3万人以上5万人未満	96.2	50.8	78.2	97.7	91.0	59.0	64.5
1万人以上3万人未満	99.4	36.1	75.3	98.6	80.6	57.8	63.0
1万人未満	96.3	50.0	50.0	100.0	77.8	52.6	57.8
30万人以上小計	93.2	98.7	97.2	93.6	95.8	86.2	87.0
10万人未満小計	95.0	63.5	76.1	96.4	88.8	63.9	66.1
5万人未満小計	97.3	45.9	76.6	98.1	86.6	58.4	63.8
全 計	98.9	86.4	85.7	94.3	91.2	73.5	77.4

※ 消防本部の規模は、平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

※ 消防団管理分の消防ポンプ自動車及び非常備町村の消防水利を除いている。

本検討会における論点（案）

1. 消防力の整備指針

－施設に係る指針－

- (1) 防火対象物数や危険物施設数、災害発生件数等が変化中、これらを算定指標として扱っている項目を見直す必要があるのではないか。
☞【第7条 はしご自動車】、【第8条 化学自動車】など
- (2) 近年の消防装備や特記すべき装備等について反映する必要があるのではないか。 ☞【第9条 大型化学消防車等】、【第16条 特殊車等】など
- (3) 指令センターや映像端末など情報通信機器についても、技術が発達し、それらを生かした効率的な部隊運用が可能となっている。消防指令システムに関する規定を設けるべきではないか。 ☞【第20条 消防専用電話装置】など
- (4) その他

－人員に係る指針－

- (1) 消防装備の自動化、軽量化等による業務の効率化・省力化が図られていることを反映させる必要があるのではないか。
☞【第27条 消防隊の隊員】、【第31条 通信員】など
- (2) 特定・非特定防火対象物や危険物施設、一戸建て住宅等の増減及び近年の立入検査の状況、また、原子力施設立地などを予防要員数に反映させる必要があるのではないか。 ☞【第32条 消防本部及び署所の予防要員】
- (3) その他

－その他－

- (1) 消防の連携・協力により、指令センターの共同運用や消防車両の共同整備が進んでいくことが今後見込まれる。連携・協力により共同整備する場合の消防力の整備指針との関係を整理する必要があるのではないか。 ☞【第7条 はしご自動車】、【第31条 通信員】など
- (2) その他

2. 消防水利の基準

- (1) 人口減少による水需要の減少などから、水道施設の更新にあたっては、配水管のダウンサイジングが進められている。消火栓の整備への影響を検討する必要があるのではないか。 ☞【第3条 消防水利の給水能力】など
- (2) その他